

公立大学法人公立千歳科学技術大学第 2 期中期計画の変更について

1 第 2 期中期計画（令和 7 年度～令和 12 年度）について

中期計画は、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人公立千歳科学技術大学が中期目標を達成するために作成する計画であり、設立団体の長（千歳市長）の認可を受ける必要がある。第 2 期中期計画については、令和 7 年 2 月に法人から申請があり、評価委員会の意見聴取を経て、同年 4 月に市長が認可を行った。

2 変更理由

本計画に位置付けた次世代半導体に関する共同研究や開発支援のほか、地域社会の動向を踏まえた人材育成に寄与する施設を整備するため、「技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC）」の組合員として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から「先端半導体製造技術開発」に係る業務を受託し、公立千歳科学技術大学における「ハイブリット接合技術の開発」及び「先端後工程拠点整備」の実施に伴い変更する。

3 変更内容

上述の事業実施に伴い、次の事項について変更する。

- (1) 「3 グローバル連携に基づく研究力の向上に関する目標を達成するための措置」における指標の追加
- (2) 「9 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置」における指標等の変更
- (3) 「11 予算（人件費を含む）、収支計画及び資金計画」について、試算に基づく変更
- (4) 「16 公立大学法人公立千歳科学技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項」における所用の変更

※ 詳細は、別紙 1【公立大学法人公立千歳科学技術大学 第 2 期中期計画新旧対照表】、別紙 2【公立大学法人公立千歳科学技術大学 第 2 期中期計画（変更後）】のとおり

4 スケジュール

令和 8 年 7 月 中期計画の変更認可申請〔法人→市〕

中期計画変更について評価委員会の意見聴取

〔法人、市→評価委員会へ説明〕

9 月 中期計画変更について総務文教常任委員会に報告〔市→市議会〕

中期計画変更の認可〔市→法人〕

5 参考：地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（中期目標等の特例）

第78条

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。